

食品用器具及び容器包装に関する 食品健康影響評価の方法に係る審議の経緯

- 1 厚生労働省は食品用器具及び容器包装の分野にポジティブリスト (PL) 制度を導入 (公布：平成 30 年 6 月 13 日、施行：令和 2 年 6 月 1 日 (経過措置期間：令和 7 年 5 月 31 日まで) した。
- 2 同制度の施行後に新たに使用される物質 (以下「新規物質」という。) について、食品安全委員会 (以下「委員会」という。) への継続的な評価要請が見込まれる。このことを背景に、第 46 回 (平成 30 年 6 月 29 日) 器具・容器包装専門調査会 (以下「専門調査会」という。) において、評価の公平性・透明性の確保及び評価に必要なデータの明確化等の観点から、新規物質の評価方法として「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針 (以下「評価指針」という。)」の策定へ向けた検討を開始した。
- 3 評価指針については、第 47～51 回専門調査会における調査審議を経て、第 743 回 (令和元年 5 月 28 日) 委員会会合において委員会決定した。その後、同指針の策定以降に得られた知見等の反映の観点から、第 52 回 (令和 2 年 6 月 26 日) 専門調査会における調査審議を経て、第 792 回 (令和 2 年 10 月 6 日) 委員会会合において改訂した。
- 4 他方、PL 制度の施行前に使用されている物質 (以下「既存物質」という。) については、第 46 回専門調査会において、国外での評価・国内外での使用実績等に鑑み、新規物質の評価指針を踏まえた上で、別途対応方針を検討する方向を示した。
- 5 その後、PL 制度の施行前の第 49 回 (平成 30 年 11 月 8 日) 専門調査会において、既存物質の評価方法に関する調査審議を行った。

	新規物質	既存物質
平成 30 年 6 月 13 日	PL 制度の導入が公布	
平成 30 年 6 月 29 日 第 46 回専門調査会	・評価指針の策定へ向けた検討を開始 ※以降、第 47～51 回専門調査会で調査審議	・国外での評価・国内外での使用実績等に鑑み、新規物質の評価指針を踏まえた上で、別途対応方針を検討する方向を提示
平成 30 年 11 月 8 日 第 49 回専門調査会	↓ ↓	・評価方法について調査審議【参考資料 7】
令和元年 5 月 28 日 第 743 回委員会会合	・評価指針を委員会決定	—
令和 2 年 6 月 1 日	PL 制度が施行 (経過措置期間：令和 7 年 5 月 31 日まで)	
令和 2 年 6 月 26 日 第 52 回専門調査会	・評価指針の改訂について調査審議	—
令和 2 年 10 月 6 日 第 792 回委員会会合	・評価指針 (改訂版) を委員会決定【参考資料 6】	—